

1. アルコール検知器の種類に関する情報共有

アルコール検知器協議会概要

【目 次】

- アルコール検知器協議会の活動概要
- 検定制度に関して
- アルコール検知器の正しい使い方

【アルコール検知器協議会設立の目的と活動内容】

※2015年6月に発足以来、下記目的を達成するために活動を行っております。

(目的)

本会は、アルコール検知器の技術や品質の向上、ならびにアルコール検知器の普及啓発によって業界の地位の向上を図る。本会は、関係官庁、各団体との連携と会員相互の協調を通じて、アルコールの過剰摂取や短時間での大量摂取等に代表される飲酒問題や自動車等の飲酒運転の根絶に寄与することを目的とする。本会は、営利を目的としない組織である。

(活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

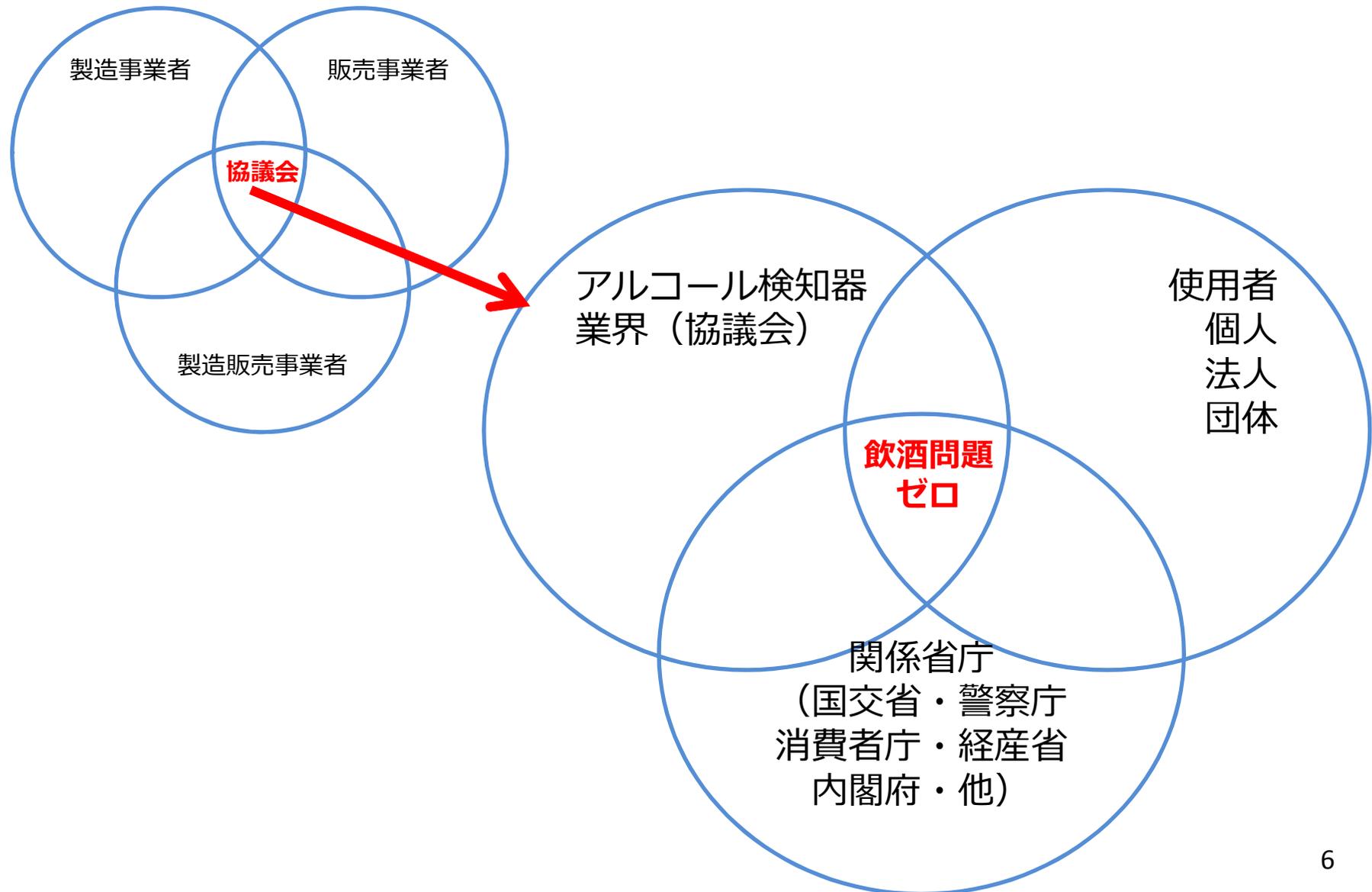
- (1) アルコール検知器の利用と活用に係る普及および啓発。
- (2) アルコール検知器の技術・品質向上のための調査研究。
- (3) アルコール検知器および飲酒運転防止に関連する法令の周知および広報。
- (4) アルコール検知器に関連する行政機関との連絡、協議。
- (5) アルコール検知器や飲酒の専門知識を用いた道路交通安全の促進および普及。
- (6) アルコール検知技術や交通安全政策に関する国際交流。
- (7) アルコール健康障害対策基本法に関連する行政機関および各団体等との連携。
- (8) その他、会の目的を達成するために必要な活動。

加盟企業（21社）

2019年1月現在

正会員
NISSHAエフアイエス株式会社
光明理化学工業株式会社
サンコーテクノ株式会社
新コスモス電機株式会社
株式会社タニタ
中央自動車工業株式会社
株式会社データ・テック
株式会社テックウエルインターナショナルジャパン
テレニシ株式会社
東海電子株式会社
株式会社東洋マーク製作所
ドコモ・システムズ株式会社
ドレーゲル・セイフティー ジャパン株式会社
株式会社ネモト・センサエンジニアリング
株式会社パーマンコーポレーション
株式会社パイ・アール
フィガロ技研株式会社
前野技研工業株式会社
株式会社ヤナコ計測
準会員
名鉄EIエンジニア株式会社
株式会社篠原計器製作所

協議会の位置づけ



業務委員会の活動

各業界団体との繋がり・広報活動を実施



行政

県警・交通安協

交通安全体験フェア（岡山県警察本部）に出展しました
 開催日：2017年3月4日 | 最終更新日時：2017年3月1日

岡山県警察本部・岡山県
 岡山県交通安全対策協議会主催の
 「交通安全体験フェア」におきまして
 ～見て、乗って、触れる最先端技術～
 協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。



平成29年飲酒運転させないTOKYOキャンペーンに出展しました
 開催日：2017年3月5日 | 最終更新日時：2017年3月5日

東京都・警視庁（一財）東京都交通安全協会主催の
 「平成29年飲酒運転させないTOKYOキャンペーン」におき
 まして
 アルコール検知器の展示ブースにて協議会員の製品出展
 し、
 スライドにて企業の紹介を行いました。



国土交通省へ パブリックコメント提出

国土交通省へ
パブリックコメント提出

【国土交通省運輸安全委員会（前掲及び運用について）の一部改正（第2）に関するパブリックコメント（国土交通省運輸安全委員会発）】

○意見提出用紙

氏名	（フリガナ）氏名：アヲ 山本 繁（アヲコーポレーション協議会 業務委員会 委員長）
住所	東京都品川区西五反田一丁目2
所属	（団体の）アヲコーポレーション協議会 （部署の）業務委員会
電話番号	〒141-8501 東京都品川区西五反田一丁目2番1号
電子メールアドレス	ksamano@atco-world.co.jp
アドレス	
意見	<p>本日は、アヲコーポレーションの取組や取組の方向、およびアヲコーポレーションの取組が 何によって効果の絶大なることと期待を込めての取組です。協議会員は、企業 においてアヲコーポレーションの取組に期待を込めての取組、より効果的な取組とし て期待しています。</p> <p>また、協議会が輸送安全委員会の取組について変更している、「アヲコーポラ ションの取組」について、協議会員は、アヲコーポレーションの取組に期待 できるものと期待を込めて、その取組、より効果的な取組を期待しています。</p> <p>【意見1】 取組に付するアヲコーポレーションの取組（取組）を、以上の取組、アヲコーポレーションの取組 することの取組に期待を込めての取組（取組）を期待しています。取組に期待を するための、取組に期待を込めての取組（取組）を期待しています。</p> <p>【意見2の取組】 アヲコーポレーションの取組については、アヲコーポレーションの取組に期待 して、協議会員が期待を込めての取組、取組を期待しています。取組に期待を するための取組（取組）を期待しています。</p> <p>【意見3の取組】 アヲコーポレーションの取組については、アヲコーポレーションの取組に期待 して、協議会員が期待を込めての取組、取組を期待しています。取組に期待を するための取組（取組）を期待しています。</p> <p>【意見4の取組】 アヲコーポレーションの取組については、アヲコーポレーションの取組に期待 して、協議会員が期待を込めての取組、取組を期待しています。取組に期待を するための取組（取組）を期待しています。</p>

また、国土交通省が実施している「業務用自動車安全講習」においても、プロダク
 ト

一般

自動車工業会



NASVA

「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」に出展しました
 開催日：2018年11月15日 | 最終更新日時：2018年11月15日

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）主催
 「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」の
 安全マネジメント支援チーム展示ブースにて
 協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。

【展示ブースの設置場所】
 【展示ブースの設置時間】



バス協

第55回中国バス協会事故防止対策委員会総会に出展しました
 開催日：2018年10月10日 | 最終更新日時：2018年10月10日

2018年10月10日（木）ホテルニューオアシス（山口県）で開催された、
 中国バス協会事故防止対策委員会主催の
 「第55回中国バス協会事故防止対策委員会総会」
 「協会展示ブース」におきまして
 協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。



業界団体

「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」に出展しました
 開催日：2018年11月15日 | 最終更新日時：2018年11月15日

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）主催
 「第12回NASVA安全マネジメントセミナー」の
 安全マネジメント支援チーム展示ブースにて
 協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。

【展示ブースの設置場所】
 【展示ブースの設置時間】



中国バス協会事故防止対策委員会総会展示会に出展しました
 開催日：2017年10月10日 | 最終更新日時：2017年10月10日

中国バス協会事故防止対策委員会主催の
 「協会展示会」におきまして
 協議会員の製品出展、企業をスライドで紹介しました。



技術委員会

2016年度に自主認定制度をスタートし、
2018年度に第3者認定へ移行し、試験項目を含め、標準化・規格化を推進中である。



アルコール検知器の検定制度
(通称 J-BAC マーク制度)

(草案)

アルコール検知器 協議会

2016年1月8日 初版



2018-2020の計画

✓ 2018年度は、
外部検定スタート、新WEB & 運営IT化、
JIS化検討着手



✓ 2019年度は、
外部検定の広報、認知活動の本格化
JIS化可否判断

J-BAC アルコール検知器技術規格
(別冊)

規格次番号: JB10001-2017 (案)

アルコール検知器協議会
技術委員会
2017年12月10日



✓ 2020年度は、
J-BACの意義と検定が認知され、
JIS活動具体化



検定制度に関して

アルコール検知器協議会では、検知器の技術・品質の向上を目指し、検定ガイドラインを策定しました。検定を申請した機器のうち、以下の要件を満たしたのものが「検定合格（型式認定）」となります。

- 1) 「アルコール検知器検定販売ガイドライン」の基準点を満たしていること
- 2) 「アルコール検知器検定技術要件」の基準点を満たしていること
- 3) その他、必要な申請書類が全て揃っていること

「アルコール検知器検定技術要件」に①下限値の提言と理由及び②補足として基本運用方法（使用前のうがいや検知された場合の対処等）を追加する作業を進めております。

① 下限値の提言と理由

【提言】

「0.05mg/L未満を0.00mg/Lと表示することは協議会として問題が無いものと判断する」

【理由】

- ・ 環境要因(温度、湿度、雑ガス、気圧等)、呼気に含まれる不純物等の要因により表示値に影響を及ぼす可能性がある
- ・ 国際規格であるOIML R126(証拠用呼気アルコール分析計)でも最大許容誤差は ± 0.02 mg/Lと規定されている
- ・ アルコール検知器協議会として機器の精度は ± 0.03 mg/Lを許容している
- ・ 飲酒をしていなければ、過去の経験と実績から、0.05mg/L以上になることは考えにくい

②基本運用方法

※アルコール検査に関する補足

- ・社内規定を最優先とする
- ・アルコール検査前は飲食、口腔内の影響を避けるため、検査前には必ずうがいを行うこと
- ・飲食後から検査までの時間は各メーカーの指示に従うこと
- ・アルコール検査前は手指洗剤、制汗シート等アルコール成分を含むものの使用を控えること
- ・アルコール検知器を洗浄する際は水、ぬるま湯といったにおい、アルコール成分を含まないもので行うこと
- ・アルコール検知器を保管する際は、におい、VOC、アルコール成分等が含まれない、正常空気中で行うこと

※アルコール検査で数値検知された場合の対応例

- ①国の数値基準並びに社内規定を最優先とする
- ②結果に疑義がある場合、第三者が当該検知器で測定を行う(検知器の問題かどうかチェック)
→0.00mg/Lであれば機器の問題ではないと判断可能
→数値表示した場合は④へ(異なる検知器での再測定)
- ③うがいをして一定時間後再計測を行う
→メーカーの指示通りに行うこと
- ④異なる機体で検査実施→第三者が0.00mg/Lであることを確認する
(機器の正常動作を事前に確認)
→その後数値表示した当事者がアルコール検査を行う、0.00mg/Lであれば社内規定に準ずる
→数値表示した場合は再度測定するかは社内規定に従う

アルコール検査運用マニュアル(案)				
工程	フロー	作業	治具	管理項目
日常点検	○ 毎日	アルコール検知器が正常に動作すること	目視	維持管理はメーカーの指示通りに行うこと
乗務前アルコール検査	○	検査は、原則立ち会いとする (モニター等の活用も可)	対面/モニター	各社の規定に準ずる
	○	アルコール検知器を使用して検査すること		0.00mg/Lであること
	○	検査の結果を記録し保存すること	デジタル/アナログ	日時、氏名、結果等
		立ち合い者の確認を行うこと	対面/モニター	各社の規定に準ずる
		▼数値検知	国の数値基準ならびに社内規定に準ずる	
乗務後アルコール検査	○	検査は、原則立ち会いとする (モニター等の活用も可)	対面/モニター	各社の規定に準ずる
	○	アルコール検知器を使用して検査すること		0.00mg/Lであること
	○	検査の結果を記録し保存すること	デジタル/アナログ	日時、氏名、結果等
		立ち合い者の確認を行うこと	対面/モニター	各社の規定に準ずる
		▼数値検知	国の数値基準ならびに社内規定に準ずる	
定期点検	○ メーカー指定	アルコール検知器メーカーの指定条件で定期点検を実施すること		

アルコール検知器の精度を維持するためには、 正しい運用と定期メンテナンスが必要

正しい運用



点呼時に酒気帯びの有無を確認する際には、
営業所ごとに備えられたアルコール検知器を
必ず使う必要があります。

(貨物自動車運送事業法施行令 第七条、酒類自動車運送事業法施行令 第二十四条)

正しい日常点検

～常時有効性保持の義務化にともなう点検項目を実施～

(貨物自動車運送事業法施行令 第二十条、酒類自動車運送事業法施行令 第四十八条)



損傷がないこと



電源が入ること



正常呼吸で反応が
出ないこと



アルコール成分を含んだ
呼吸等に反応があること



正常呼吸で再測定をして
反応が出ないこと

これらの確認、実施記録を保管することを推奨します

図7

「アルコール検知器の 正しい使い方」

正しい測定

～測定・使用の際の注意事項・販売ガイドライン～



アルコール検知器に反応がありえる飲食物等を
あらかじめ測定者に伝えておきましょう。

飲酒以外でのアルコール反応があった場合の
対処法を事前に伝えておきましょう。



アルコール検知器ごとに定められた
測定、保管環境を守ってください。

正しい定期メンテナンス



アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化する
ものであり、半永久的に使用できるものではありません。
検知器ごとに定められた使用回数、期間を守ってください。また、精度維持
のための修理、メンテナンス、校正、交換は必ずおこなってください。

出典：アルコール検知器協議会

検知される可能性がある飲食物



パン・ケーキ類



栄養ドリンク剤
炭酸飲料



喫煙



乳製品



発酵食品



口内洗浄液・うがい液
口臭スプレー等



果物・ドライフルーツ

測定前には必ず水で
うがいをしましょう!



飲食物による検知は、口をすすぐことで防げます!!

その他の場合

大変稀ですが、以下のような場合、
数値を検出する可能性があります。

- 服用中の薬
- 肝機能障害
- 高血圧症
- 消化器系障害
- 心臓病
- 体調不良
- 糖尿病

日常点検のお願い

アルコール検知器を「常時有用に維持」するために、「日常点検の実施」
が定められています。安心してご使用いただくために、「少なくとも
週1回以上」の点検をお願いいたします。

資料提供: アルコール検知器協議会